

会費規程

第1条

この規程は、特定非営利活動法人北海道新エネルギー普及促進協会の定款第8条に規定する年会費について必要な事項を定める。

第2条

会員の種別は、定款第6条に正会員と賛助会員が規定されている。このうちの正会員の種別を次のように分ける。

- (1) 一般会員 個人の一般社会人、あるいは団体
- (2) 学生会員 学校に在籍する16歳以上の学生

第3条

会費は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間の年会費とする。

第4条

会員種別ごとの会費は、次のとおりとする。

正会員	一般会員	個人	1口	5,000円
		団体	1口	10,000円
	学生会員	個人		2,000円
賛助会員		個人	1口	2,000円
		団体	1口	5,000円

2 年度途中に入会する正会員の入会年度の会費は、4～9月は全額、10～3月は半額とする。

第5条

会費の納入期限は、当年度分について毎年6月30日とする。ただし、途中入会の会員にあっては、入会年度の会費を入会の際に納入するものとする。

第6条

この規程の改廃は、総会の決定によらなければならない。

付 則

この規程は、2013年（平成25年）6月5日の本法人第13回通常総会によって決議された日から施行し、2013年度（平成25年度）から適用する。